

令和8年度新庄市チャレンジショップ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で創業を目指す者（以下「創業予定者」という。）が事業を行うために、市が整備した店舗（以下「チャレンジショップ」という。）を創業予定者に貸し付ける事業（以下「チャレンジショップ事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び維持管理)

第2条 市が設置するチャレンジショップの名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 沖の町（第一ビル）店舗
- (2) 所在地 新庄市沖の町2番28号 1階部分

2 チャレンジショップに係る賃借料及び初期整備に要する費用は、予算の範囲内において市が負担する。

(事業対象者)

第3条 チャレンジショップ事業の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、満18歳以上の個人、団体又は法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 将来的に本市に実店舗を構える創業予定者
- (2) 週4日以上かつ1日4時間以上営業することができる者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 運営に関与する者が、新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係がない者

(利用期間及び退去)

第4条 チャレンジショップの利用期間は、第6条に規定する利用決定書に定める利用開始日から令和9年3月31日までとする。

2 利用者は、やむを得ず利用期間の途中で退去する場合は、退去日の30日前までに市長に書面により届け出なければならない。

3 チャレンジショップの利用者（以下「利用者」という。）は、利用期間が満了する日（前項の規定により退去する場合は当該退去日）までに、チャレンジショップを原状に回復したうえで市の点検を受け、退去しなければならない。

4 前項の原状回復の範囲は、チャレンジショップの利用開始時の状態（市が記録した写真等を基準とする。）とし、これに要する費用は利用者の負担とす

る。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用者の公募と申請)

第5条 利用者の募集は、公募により行う。

2 利用を希望する者は、チャレンジショップ事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し(事業対象者が市外に住所を有する個人の場合に限る。)
- (3) 法人等現在事項証明書(事業対象者が団体、法人の場合に限る。)
- (4) 履歴書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者を決定したときは、その決定についてチャレンジショップ利用決定書により通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 チャレンジショップの利用料は、無料とし、チャレンジショップにおいて事業を行うために必要な費用は、利用者の負担とする。

2 利用者は、借家人賠償責任保険等に参加し、その証書の写しを市長に提出しなければならない。

(事業収益の取扱い)

第8条 チャレンジショップの利用により発生した収益及び損失は、すべて利用者に帰属するものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業に必要な許認可を事業開始までにすべて取得すること。
- (2) 市が行った整備内容を無断で変更し、又は造作を加えないこと。
- (3) 施設等を毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 近隣住民等との良好な関係を保ち、周辺環境(騒音、悪臭等)へ配慮すること。
- (5) 次に掲げる営業又は風紀及び秩序を乱す行為をしないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する営業

イ 公序良俗に反する営業

ウ その他市長が不相当と認める営業

(維持管理及び修繕)

第10条 利用者は、善良なる管理者の注意をもって施設等及び備品を維持管理しなければならない。

2 利用者は、チャレンジショップの利用に関し、火災の発生の防止及び防犯に万全を期さなければならない。

3 利用者は、市から貸与された鍵を厳重に保管し、市の承諾なく複製、交換又は追加設置を行ってはならない。

4 施設等に修繕の必要が生じたときは、速やかに市へ報告し、その指示に従わなければならない。

5 前項の修繕に係る費用の負担については、次に定めるところによる。

(1) 軽微な修繕（消耗品の交換等を含む。）及び利用者の責めに帰すべき事由による破損又は汚損の修繕費用は、利用者の負担とする。

(2) 前号に定めるもののほか、市がチャレンジショップの維持管理上必要と認めた修繕の費用は、予算の範囲内において市が負担する。

（決定の取消し）

第11条 市長は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 指定された事業以外の用途に利用したとき。

(3) 本要綱の規定に違反したとき。

(4) 正当な理由なく営業を行わないとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項の措置を講ずる前に、必要に応じて利用者に改善指導又は是正命令を行うことができる。

（損害賠償）

第12条 市長は、利用者が故意又は過失により施設等を破損又は汚損させた場合は、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

2 利用者の営業活動に起因して第三者に損害を与えた場合、市はその責任を負わない。

（経営指導等）

第13条 市長は利用者の円滑な経営及び将来の市内開業を支援するため、新庄商工会議所等と連携し、経営指導及び伴走支援（定期的な面談、売上報告の確認、販路開拓支援等）を行うものとする。

2 利用者は、前項に規定する経営指導等を積極的に受けるものとする。

（実績報告）

第14条 利用者は、チャレンジショップの利用終了後20日以内に、チャレン

ジショップ事業実績報告書（様式第3号）に事業実績書（様式第4号）、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は告示の日から施行する。